

計画作成年度	令和元年度
計画主体	山口県大島郡周防大島町

## 周防大島町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	周防大島町 産業建設部 農林課
所在地	山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134
電話番号	0820-79-1002
FAX番号	0820-79-1021
メールアドレス	<a href="mailto:norin@town.suo-oshima.lg.jp">norin@town.suo-oshima.lg.jp</a>

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	山口県大島郡周防大島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積	被害量	被害金額
イノシシ	果樹（みかん）	7.800ha	87,360kg	17,647千円
	水稻	1.000ha	5,210kg	1,256千円
	いも類	0.090ha	900kg	300千円
	筍			0千円
	野菜類			0千円
タヌキ	果樹（みかん）	1.500ha	16,800kg	3,394千円
カラス	果樹（みかん）	1.200ha	13,440kg	2,715千円
ヒヨドリ	果樹（みかん）	1.600ha	17,920kg	3,620千円
サル	野菜類	被害情報あり		
アナグマ	いも・根菜類	被害情報あり		
ヌートリア	根菜類	被害情報あり		

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシの被害は、平成14年頃より東和地区（旧東和町）で頻繁に確認されはじめ、現在では町の全域に及んでおり、生息数は急増している。島である周防大島町は平野が少なく、山際まで人家が建つ地域も多く、人家周辺での出没も多数確認されている。平成21年までは、みかん畑、水田等への侵入、掘り起こしの被害が主であったが、平成22年から食害が非常に多く発生し町の基幹産業に大きく影響してきている。また、季節によりさつまいも、野菜、筍等の食害も多くみられる。さらに、水路（農業用水路、土水路、石積水路等）、道等（農業用管理道、農道法面等）を掘り起こしによって崩すなどの被害もみられる。平成24年頃から、日中に集落内に出没するケースが増加しており、人間に慣れてきているようである。今後、このような状況が進行した場合、地域住民に危害が加わる可能性が示唆される。

平成30年度においても、年間通じて掘り起こし、食害等の被害がある。また、直接的被害は無いものの、人家周辺、通学路等にも出没している。捕獲数は過去最多の2,252頭を記録し、被害額も前年比で平成29年度は減少したが、平成30年度は再び増加した。

② タヌキ

タヌキによる主な被害は、町の基幹産業であるみかんの食害である。被害は毎年、夏過ぎから収穫時期にかけて町全域に多く見られる。また、人家周辺での生息も確認されており、溜糞等の生活環境被害もみられる。被害については、近年は減少傾向にあったが、平成 30 年度において再び増加した。

③ カラス・ヒヨドリ

タヌキの被害と同様にみかんの食害が主であり、被害は夏過ぎから収穫時期にかけて町全域にみられる。収穫時期には群れでの出没が多く確認される。カラスにおいては年間を通して、野菜類等の食害、人家付近への集団出没も確認される。被害額、捕獲数とも、減少傾向にある。

④ サル

群れでの生息確認はないが、単独でのサルが確認されることがある。被害は野菜類が主であり、住居に侵入し食物を食べられた等の情報もある。なお、周防大島及び島嶼部への侵入経路については、本州と繋がる橋を渡って来るのか、泳いで来るのか、人的行為により連れてこられるのかは、不明である。

⑤ アナグマ

近年、東和地区でいも・根菜類の食害等の情報がある。他地区では目撃や被害の情報は入っていないが、町全体に拡散する恐れがある。

⑥ ニートリア

大島地区で根菜類の食害等の情報がある。他地区では被害の情報は入っていないが、東和地区で目撃情報があり、町全体に拡散する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値		
			(令和 2 年度)	(令和 3 年度)	(令和 4 年度)
イノシシ	被害面積	8. 890ha	8. 000ha	7. 100ha	6. 200ha
タヌキ		1. 500ha	1. 400ha	1. 200ha	1. 000ha
カラス		1. 200ha	1. 100ha	1. 000ha	0. 800ha
ヒヨドリ		1. 600ha	1. 400ha	1. 300ha	1. 100ha
サル		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
アナグマ		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
ニートリア		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減

イノシシ	被害量	93,470kg	84,000kg	75,000kg	65,000kg
タヌキ		16,800kg	15,000kg	13,000kg	11,000kg
カラス		13,440kg	12,000kg	11,000kg	9,000kg
ヒヨドリ		17,920kg	16,000kg	14,000kg	12,000kg
サル		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
アナグマ		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
ヌートリア		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
イノシシ	被害金額	19,203 千円	17,000 千円	15,000 千円	13,000 千円
タヌキ		3,394 千円	3,000 千円	2,700 千円	2,300 千円
カラス		2,715 千円	2,400 千円	2,100 千円	1,900 千円
ヒヨドリ		3,620 千円	3,200 千円	2,800 千円	2,500 千円
サル		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
アナグマ		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減
ヌートリア		被害情報あり	被害情報の減	被害情報の減	被害情報の減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊（猟友会）への捕獲委託</li> <li>・ わな猟免許取得及び狩猟者登録費用の補助</li> <li>・ 捕獲機材の整備・貸出</li> <li>・ わな講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲成果が挙がらない従事者への捕獲の技術、知識、意欲等の向上対策</li> <li>・ 担い手の育成</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）を活用し防護柵を設置</li> <li>・ 個人での防護柵設置に対する単町補助を実施</li> <li>・ 住宅地にイノシシが出没した際、捕獲隊、警察と連携して追い払いを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置方法、設置後の管理・補強の啓発</li> <li>・ 耕作放棄地の保安全管理、緩衝帯の整備</li> <li>・ 放任果樹の除去等撤去の普及啓発</li> </ul>
知識の普及等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する普及啓発</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

捕獲と被害防止との連携強化に努め、集落単位での活動を推進し、被害防止対策の効果向上を目指す。また、住民への被害防止対策に関する普及啓発を行い、意識改革、理解及び協力体制を構築し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

○集落単位での活動を推進し、個人における負担の軽減を図り、活動意欲の向上を目指す。

- ・防護柵の設置、管理及び補強
- ・緩衝帯の整備
- ・放任果樹の除去
- ・雑木林の刈払
- ・鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり
- ・農業従事者、集落代表者等への狩猟免許取得の推進
- ・講習会、研修会の開催
- ・補助事業の活用など

○捕獲従事者の確保、捕獲技術の向上を目指す。

- ・狩猟免許取得の推進
- ・講習会、研修会の開催など

○普及啓発による住民の理解及び協力体制の構築を目指す。

- ・鳥獣被害に対する意識改革
- ・被害防止活動への参加など

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山口県大島郡猟友会	猟友会と委託契約を締結し、猟友会員で編成された捕獲隊により捕獲を実施
-----------	------------------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア	捕獲技術・知識・意欲の向上及び捕獲従事者の確保及び担い手の育成に努める。 猟友会へ捕獲機材購入費の補助、箱わなの購入・貸出を行う。
令和3年度		
令和4年度		

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

これまでの捕獲実績及び捕獲数の増減を考慮すると共に、毎年適切な個体数管理が必要であることから、着実な捕獲を継続していく。

##### ① イノシシ

近年の捕獲実績は、平成 28 年度は 2,243 頭、平成 29 年度は 1,839 頭、平成 30 年度は 2,252 頭と高水準となっており、令和元年度も 2,000 頭を超えることが予想される。

被害は町全域に及び、平成 22 年度より町の基幹産業であるみかんへの食害が見受けられ、深刻な問題となっている。また、被害及び捕獲状況などから生息数の著しい増加が推測され、更なる被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を 2,500 頭とする。

##### ② タヌキ

近年の捕獲実績は、平成 28 年度は 154 頭、平成 29 年度は 126 頭、平成 30 年度は 154 頭で、以前、病気の蔓延が主な要因で急激に減少してから 150 頭前後で推移しているが、近年捕獲頭数が増加している。

被害は町全域に及び、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を 300 頭とする。

##### ③ カラス

近年の捕獲実績は、平成 28 年度は 136 羽、平成 29 年度は 165 羽、平成 30 年度は 132 羽で 160 羽前後で推移している。

町全域において、収穫時期に町の基幹産業であるみかんへの食害が深刻であるため、捕獲計画数を 300 羽とする。

##### ④ ヒヨドリ

カラス同様、町の基幹産業であるみかんへの食害が深刻である。これまでの捕獲実績は 0 羽である。捕獲計画数を 100 羽とする。

##### ⑤ サル

これまでの捕獲実績は 0 頭であるが、単独のサルが確認されることがあり、被害は野菜類が主である。人的被害の発生も懸念されるため、捕獲計画数を 1 頭とする。

##### ⑥ アナグマ

近年、東和地区でいも・根菜類の食害等の情報があり、被害の拡散が懸念されるため、捕獲計画数を 10 頭とする。

##### ⑦ ヌートリア

近年、大島地区で根菜類の食害等の情報があり、被害の拡散が懸念されるため、捕獲計画数を 10 頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数頭		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	2,500	2,500	2,500
タヌキ	300	300	300
カラス	300	300	300
ヒヨドリ	100	100	100
サル	1	1	1
アナグマ	10	10	10
ヌートリア	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、銃器、わなを用い通年で捕獲を行う。カラス、ヒヨドリについては、銃器を用いて通年で捕獲を行う。タヌキについては、わなを用いて通年で捕獲を行う。サル、アナグマ、ヌートリアについては、出没及び被害発生状況等に応じて捕獲を行う。</p> <p>捕獲場所は周防大島町全域である。なお、周防大島町は猟区に設定されているため、有害鳥獣捕獲については、猟区管理者と協議調整し行うものとする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ、タヌキ、アナグマ、ヌートリア	ワイヤーメッシュ	40,000m	40,000m	40,000m
	電気柵			
	トタン			
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット	5,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>
サル	ネット	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>

(2) その他被害防止に関する取組

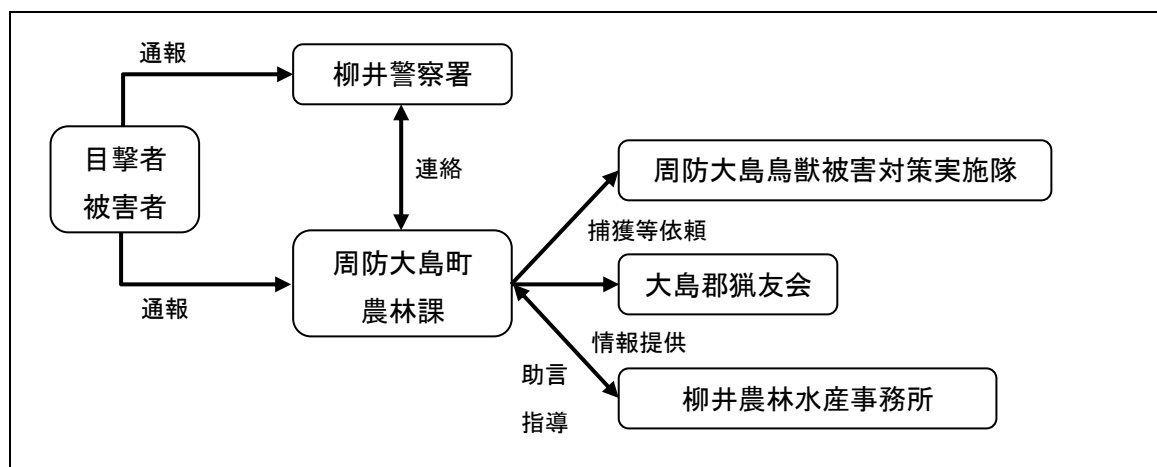
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア	住民へ鳥獣被害に関する普及啓発を行い、理解及び協力体制を構築し、被害地周辺住民が主体となった被害防止活動が行える体制を整備する。
令和3年度		
令和4年度		個々における被害防止から集団での被害防止への移行を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関等の名称	役 割
周防大島町	住民からの通報受付 被害状況の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
柳井警察署周防大島幹部交番	住民からの通報受付 被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
山口県柳井農林水産事務所	関連情報の提供 関連対策の助言・指導
山口県大島郡猟友会	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動
周防大島鳥獣被害対策実施隊	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動

(2) 緊急時の連絡体制





## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

止め刺しを行い、山林等に放置せず、捕獲従事者が責任を持って埋設等適正に処理する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、捕獲したイノシシのごく一部が自家消費されているが、今後有効利用について関係機関との検討を進める。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	周防大島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
周防大島町	協議会の事務局を担当し、運営を行う。
周防大島町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業協同組合 周防大島統括本部	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県大島郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の観点から有害鳥獣関連情報の提供を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成27年度に設置。有害鳥獣の捕獲、住宅地に出没した場合の追い払い等を行う。  
令和2年2月末現在隊員数19人（うち、捕獲隊員8人）

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特定の場所への頻繁な出没や緊急的な対応が予想される場合は、関係機関との情報共有や被害防止体制の確認を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

耕作放棄地、放任果樹や収穫残渣を適正に管理することなど鳥獣被害防止に関する啓発を、農家をはじめ住民に行う。

また、近隣の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、施策のより一層の有効化を図る。